

社会福祉法人の運営に関する留意点について (指導監査における指摘事項等)

長岡市福祉保健部福祉総務課

長岡市では社会福祉法及び長岡市社会福祉法人指導監査実施要綱に基づき、指導監査を実施しています。

また、今年度から「社会福祉法人運営・会計ガイドライン」を作成・公表し、監査項目の“見える化”を実施してきました。

令和元年～2年度まで指導監査を実施した結果を受けて、運営に関する「特に留意していただきたいポイント」をまとめましたので、参考にしていただけると幸いです。

予算承認までのスケジュール

理事会の承認
とする場合

理事長による
予算の編成

→
理事会提案

→
承認
(3月末)

理事会の決議を
経て評議員会の
承認とする場合

理事長による
予算の編成

→
理事会提案

→
決議

↓
評議員会提案

←
承認
(3月末)

指導監査において実際にあった指摘事項

理事会の招集通知について、開催日の1週間前(中7日間)又は定款に定められた期日までに発出すること。

理事会の議事録署名人について、定款に定められた役員(理事長及び監事等)とすること。

理事会の決議を要する事項

- ① 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定
- ② 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
- ③ 重要な役割を担う職員の選任及び解任
- ④ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- ⑤ 内部管理体制の整備（特定社会福祉法人のみ）
- ⑥ 競業及び利益相反取引の承認
- ⑦ 計算書類及び事業報告等の承認
- ⑧ 役員、会計監査人の責任の一部免除（定款に定めがある場合に限る。）
- ⑨ その他重要な業務執行の決定（理事長等に委任されていない業務執行の決定）

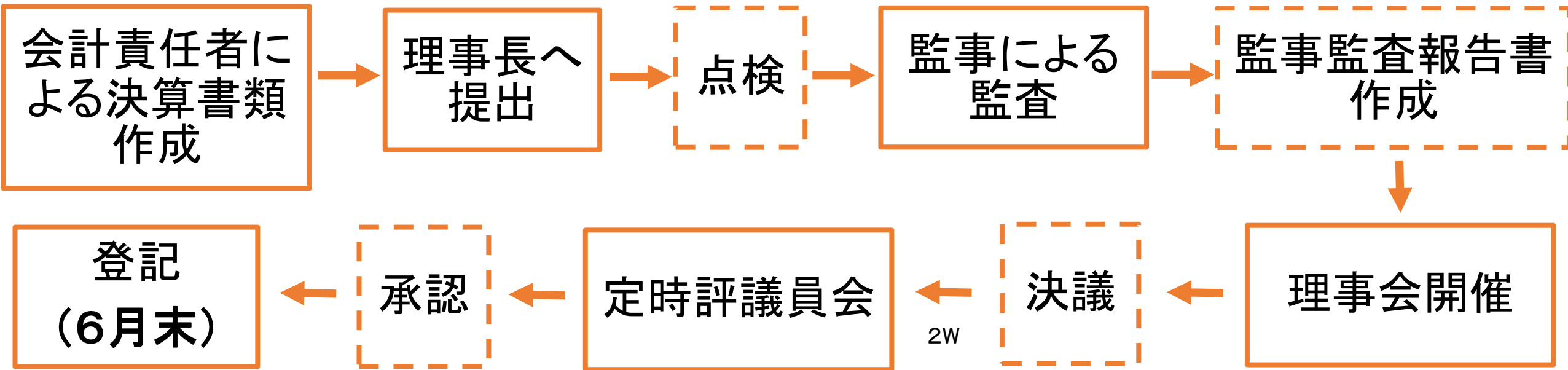


太字①②③⑦は、よくある事項です。

指導監査において実際にあった指摘事項

理事会において、評議員会の日時、場所、議案、議題を決定していないため、是正すること。
理事長、業務執行理事及び重要な役割を担う職員を選任する際は、理事会で決議すること。

決算登記までのスケジュール



2週間(中14日間)以上空けて開催すること。
※定時評議員会の2週間前から計算書類の備え置きが必要となるため。

指導監査において実際にあった指摘事項

評議員会の招集通知について、開催日の1週間前(中7日間)又は定款に定められた期日までに発出すること。

評議員会の議事録署名人について、定款に定められた評議員とすること。

資産の総額について、会計年度終了後3か月以内に変更登記する必要があるため、登記すること。

評議員会の決議を要する事項

- ① 理事、監事、会計監査人の選任及び解任
- ② 理事、監事の報酬等の決議（定款に報酬等の額を定める場合を除く。）
- ③ 理事等の責任の免除
- ④ 役員報酬等基準の承認
- ⑤ 計算書類の承認
- ⑥ 定款の変更
- ⑦ 解散の決議
- ⑧ 合併の承認
- ⑨ 社会福祉充実計画の承認



太字①②④⑤⑥は、よくある事項です。

※うち特別決議を要する事項

- ① 監事の解任
- ② 役員等の損害賠償責任の一部免除
- ③ 定款変更
- ④ 法人の解散
- ⑤ 法人の合併契約の承認



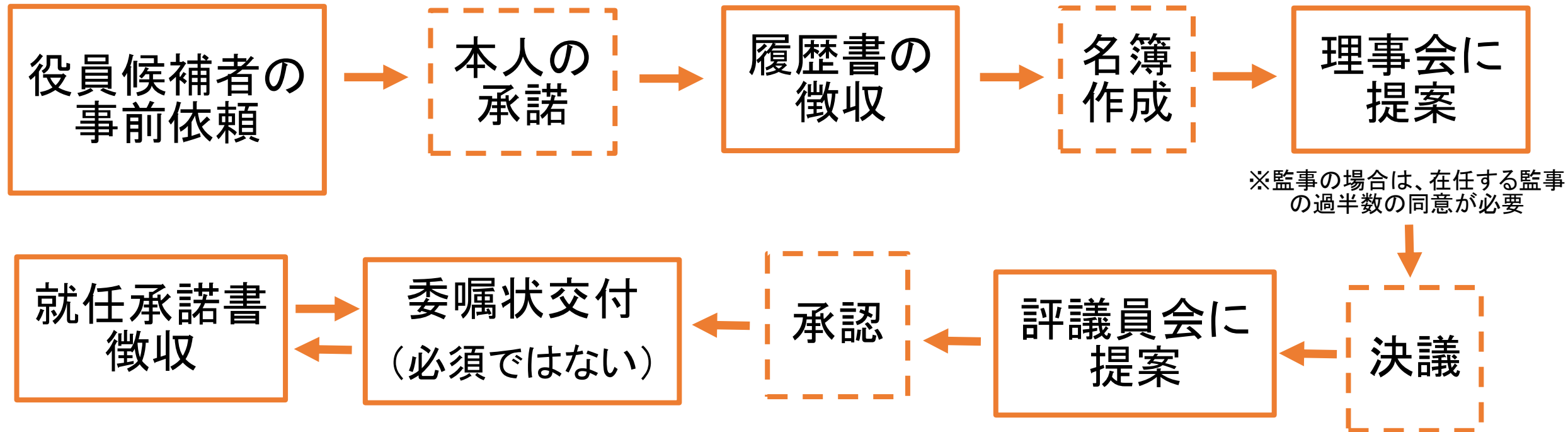
太字③は、特別決議を要する事項です。

指導監査において実際にあった指摘事項

理事及び監事を選任する際は、評議員会で決議すること。

定款変更は特別決議を要する事項となるため、評議員の3分の2以上が出席すること。

役員（理事・監事）選任までのスケジュール



選任後、理事長等選任に関する理事会を開催してください。

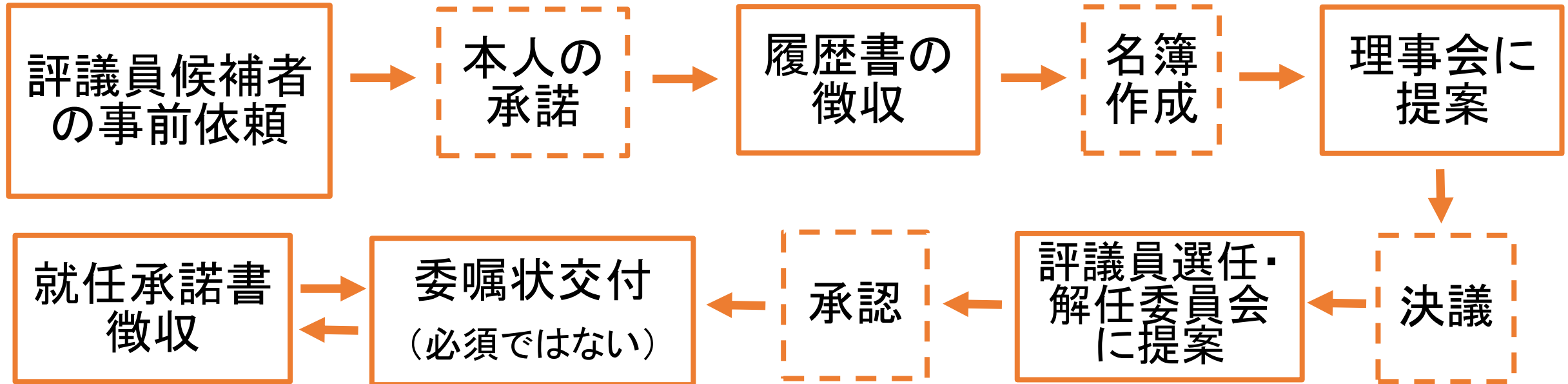
指導監査において実際にあった指摘事項

役員を選任する際は、履歴書を徴収し、欠格事由に該当しないか等を確認すること。
理事のうち、施設の管理者が1名以上選任されていなかったため、選任すること。
役員を選任した（再任も含めて）際は、就任承諾書を徴収すること。

評議員選任までのスケジュール



平成28年度の制度改革以降、初めての評議員一斉改選が行われます。
令和3年2月3日事務連絡「評議員の改選（評議員選任・解任委員会の開催時期の取扱い等）に係る留意事項について」をよく確認のうえ、選任手続きを行ってください。



指導監査において実際にあった指摘事項

評議員を選任する際は、履歴書を徴収し、欠格事由に該当しないか等を確認すること。
評議員を選任する際は、「評議員選任・解任委員会」において行い、その記録を残すこと。
また、招集通知等の事務手続きは、「評議員選任・解任委員会運営細則」に基づき行うこと。
評議員を選任した(再任も含めて)際は、就任承諾書を徴収すること。